

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

試験研究費の取り扱い

Q 当社では新製品開発のために試験研究を行っていますが、その試験研究の途中で発生する出費は税務上どのように取り扱えばいいのでしょうか？

解説

税務上、試験研究費の取り扱いは、その発生年度の期間費用になるケース、製造原価として棚卸資産を形成するケース、固定資産となるケースがあります。

1. 試験研究費の意義

試験研究費には、「製品の製造」や「技術の改良、考案又は発明」を目的とする試験研究のためのすべての費用が含まれます。（具体的には新製品の開発や試作、品質改良など）

2. 試験研究費の区分

試験研究費のうち、原価性を有するものは製造原価に算入しますが、基本的に、下記の3つに該当するものは原価性がないということで製造原価に算入する必要はありません。

①基礎研究に係る費用

②応用研究に係る費用

③工業化研究（＝工業化または量産化するための研究）に該当することが明らかでないものの費用

3. 工業化研究に該当することとなるかどうかの判断

具体的には試作品の製作が終わり、その試作品を何らかの形で販売したようなケースは工業化段階と判断できます。しかし判断が困難なものについては、実務上、「工業化研究に該当することが明らかなものだけを、製造原価に算入すればよい」ことにしています。

4. 研究開発費について

「研究開発費」という用語は会計上の用語で税務上では使用しません。具体的には、①従来にない製品、サービスに関する発想を導き出すための調査・探求、②従来の製品に比較して著しい違いを作り出す製造方法の具体化をいい、原則、期間費用となります。

要するに…

一口に「試験研究費」といっても、その内容次第で経理処理が変わります。出費の内容が工業化または量産化のためのものかどうか、よく検討しましょう。